

2015 年度教育活動顕彰制度の各賞の選考にあたって

教育活動顕彰審査選考委員会

【総 評】

2008 年度から施行している教育活動顕彰制度による 8 回目の選考は、2016 年 6 月 16 日、30 日と 2 回にわたって開催した教育活動顕彰審査選考委員会（以下、委員会という）において昨年度までの選考方針を踏襲しつつ、それに沿った資料に基づいて厳正に審査を行い、各賞の受賞者(※)を決定した。

教育活動優秀賞の選考においては、年度当初に実施要項にて公表した大学全体および各学部の評価項目に対応したポイントを集計することにより、審査選考の根拠を明白にしている。また、後述の選考基準に「学生による授業評価」「教員による授業自己評価」の要素（選考基準②③）を加えたのは、本学が FD 重点目標としている『魅力ある授業づくり』への取り組みが必須の教育活動であると考えていることによる。

委員会では、これらの選考基準を各学部対象者に対して原則として按分して決めた表彰者数を基本に、集計されたポイントの上位者から総合的に最終候補者の選考を行い、17 人の受賞者を決定した。これは、教育活動顕彰制度実施要項に規定されている条件に該当する教員 356 人（参考：2015 年度全在籍教員 492 人）の 4.8%にあたる。なお、選考基準③は、昨年度までと同様にその基準を 50%以上と設定したが、この基準③に関してのみ言えば、本学教員全員が 100%であるべきことは言うまでもない。

また、過去の総評にも記しているが、教育活動優秀賞は評価項目として「学生による授業評価」を含むために学生の在学期間、あるいは教員の学務担当期間による評価の固定化に繋がる恐れがあると考え、その授賞は 3 年に 1 度とすることになっており、過去 2 年間の教育活動優秀賞受賞者 30 人のうち 8 人が、今回の選考基準を満たしていた。加えて、今回の受賞者 17 人のうち 1 人が本制度を実施してから初めての 3 度目の受賞、7 人が 2 度目の受賞となることを付記する。

教育活動特別賞の選考においては、被推薦者は 1 グループであったが、過去の教育活動特別賞の選考と同様、候補者を絶対評価することとして、予備審査、最終審査（いずれも推薦者は除く）という 2 段階の審査を行った。第 2 回目の委員会では、予備審査の結果を受けて意見交換を行った後に「適・否」2 択による最終投票を行った結果、投票数の 3 分の 2 以上の賛意を得ることはできず、今年度の教育活動特別賞は「該当者なし」という残念な結果になった。しかしながら、被推薦者の活動を高く評価する意見もあり、更なる努力を期待したい。なお、同賞最終審査の基準が投票者の 3 分の 2 以上の賛意を得たものと高く設定しているのは、その受賞が学内外からより多くの支持や理解が得られるようにとの考えからである。

以下に教育活動優秀賞および教育活動特別賞のそれぞれの選考経緯、基準を記す。

【教育活動優秀賞選考経緯】

教育活動顕彰規程に規定しているとおり、年間を通して大学に出勤し、卒業研究を除いた学部授業を年間 6 コマ以上担当した教員で、原則として以下の選考基準を満たしたもののの中から総合的に判断して学部ごとにそれぞれ受賞者を選考した結果、全学で 17 人を 2015 年度教育活動優秀賞と決定した。

<<選考基準>>

- ① 総合評価ポイントの順位が評価学部内表彰対象者の中で上位 20%以内である。
- ② 学生による授業評価ポイントの順位が評価学部内表彰対象者の中で上位 20%以内、または全学表彰対象者の中で上位 20%以内であり、かつ、全学の授業評価ポイントの平均 (12.6P) 以上である
*授業評価ポイントは、春学期、秋学期の担当授業科目における学生による授業評価での設問 1～7 までの平均ポイントと設問 8 の平均ポイントを 3 倍にしたものの和 (50 点満点) を 15 点満点に換算したもの。(教育活動顕彰制度実施要項から)
- ③ 年間を通じて、教員の授業自己評価の回答率、および授業評価結果に対するコメント記入率が 50%以上である。

【教育活動特別賞選考経緯】

各学部等から推薦された候補者は、1 グループであった。第 1 回の委員会では、推薦者からの推薦理由の説明を受けて質疑を行った後に、それぞれ下記の 3 項目について予備審査を行った。

<<予備審査項目>> (各項目の評価以外にコメントの記述も求めた)

- 項目①：取組みの実践の効果が認められると思うか？
- 項目②：学生へのアピール (学生から評価が予想されるか) があると思うか？
- 項目③：特別賞に値するか？

第 2 回の委員会では、予備審査の結果や委員からのコメントを踏まえて推薦者が補足説明を行った後に「適・否」による最終審査 (無記名投票) を行った結果、投票総数の 3 分の 2 以上の賛意を得ることができなかったため、2015 年度の教育活動特別賞は「該当者なし」と決定した。なお、予備審査、最終審査とも推薦者は、当該候補者の投票には加わっていない。

※受賞者は、委員会で受賞候補者を決定した後に、学長決裁を経て最終的に決定されるが、本文では紛らわしいので委員会での受賞候補者を「受賞者」と称した。